

令和6事務年度 租税条約等に基づく情報交換事績の概要

I 租税条約等に基づく情報交換事績の概要

II 租税条約等に基づく情報交換の実施状況

1 自動的情報交換

- (1) CRSに基づく非居住者の金融口座情報（CRS情報）の交換
- (2) 国別報告書（CbCR）の交換
- (3) 法定調書情報の交換

2 自発的情報交換

3 要請に基づく情報交換

III 自動的情報交換に関する最近の動向

非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換～CARFの概要～

別紙1 我が国の租税条約ネットワーク

別紙2 CRSに基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

別紙3 CARFに基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

I 租税条約等に基づく情報交換事績の概要

- 経済取引のグローバル化の進展に伴い、国境を越える取引が恒常的に行われ、資産の保有・運用の形態も複雑化・多様化する中、国税庁では、適正・公平な課税・徴収の実現のため、また、国際的な脱税及び租税回避に対処するため、租税条約等の規定に基づく外国税務当局との情報交換を積極的に実施しています。

		令和5事務年度	令和6事務年度	対前事務年度比	
自動的情報交換	CRS情報 ^(注1)	外国からの受領件数	2,455,288	2,745,374	
		我が国からの提供件数	510,782	328,034	
	CbCR ^(注2)	外国からの受領件数	2,315	1,875	
		我が国からの提供件数	927	981	
	法定調書情報 ^(注3)	外国からの受領件数	130,483	126,928	
		我が国からの提供件数	750,646	920,649	
自発的情報交換 ^(注4)		外国からの受領件数	756	1,781	
		我が国からの提供件数	88	66	
要請に基づく情報交換 ^(注5)		我が国からの要請件数	737	505	
		外国からの要請件数	202	326	

(注1) 共通報告基準（CRS: Common Reporting Standard）に基づく非居住者の金融口座情報を外国税務当局と定期的に交換しています。

(注2) 多国籍企業グループの国ごとの活動状況に関する国別報告書（CbCR : Country by Country Report）を外国税務当局と定期的に交換しています。

(注3) 法定調書により把握した非居住者への支払（利子、配当、不動産賃借料等）についての情報を外国税務当局と交換しています。

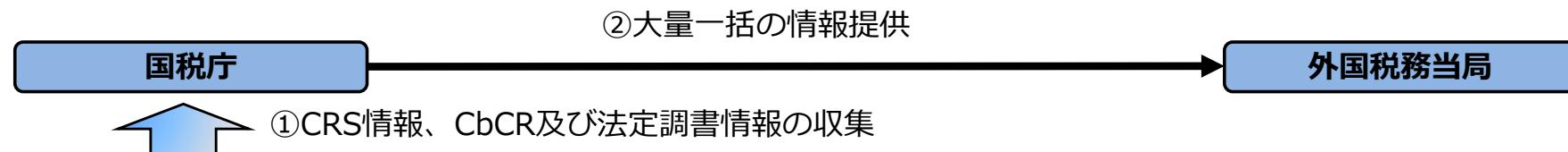
(注4) 国際協力の観点から、自國納税者に対する調査等の際に入手した情報で外国税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供しています。

(注5) 個別の納税者に対する調査において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、必要な情報の収集・提供を外国税務当局に要請しています。

II 租税条約等に基づく情報交換の実施状況

1 自動的情報交換

- 国際的な脱税や租税回避行為に対処するため、CRSに基づく非居住者の金融口座情報（CRS情報）や多国籍企業グループの国ごとの活動状況に関する国別報告書（CbCR: Country by Country Report）、法定調書により把握した非居住者への支払についての情報（法定調書情報）を定期的に交換しています。



- 諸外国の税務当局から受領するCRS情報や法定調書情報等は、国外送金等調書・国外財産調書といった各種調書や既に保有している他の資料情報等との分析を通じて、課税上問題があると見込まれる資産や所得の把握などに有効です。また、徴収の分野においても、受領した情報を活用し、外国税務当局への徴収共助の要請等を行っています。

- CRS情報・CbCRについての詳細は以下をご覧ください。

共通報告基準（CRS）に基づく自動的情報交換に関する情報（「CRSコーナー」）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/crs/index.htm>

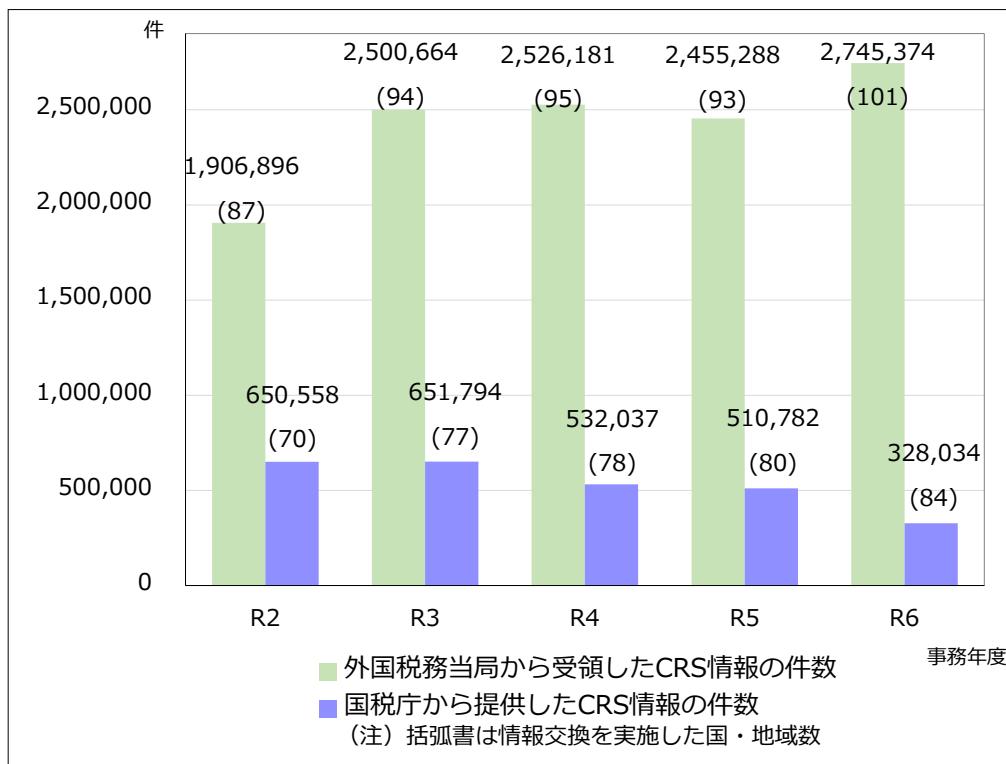
国別報告事項（CbCR）の自動的情報交換等に関する情報

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/eoi/001.htm>

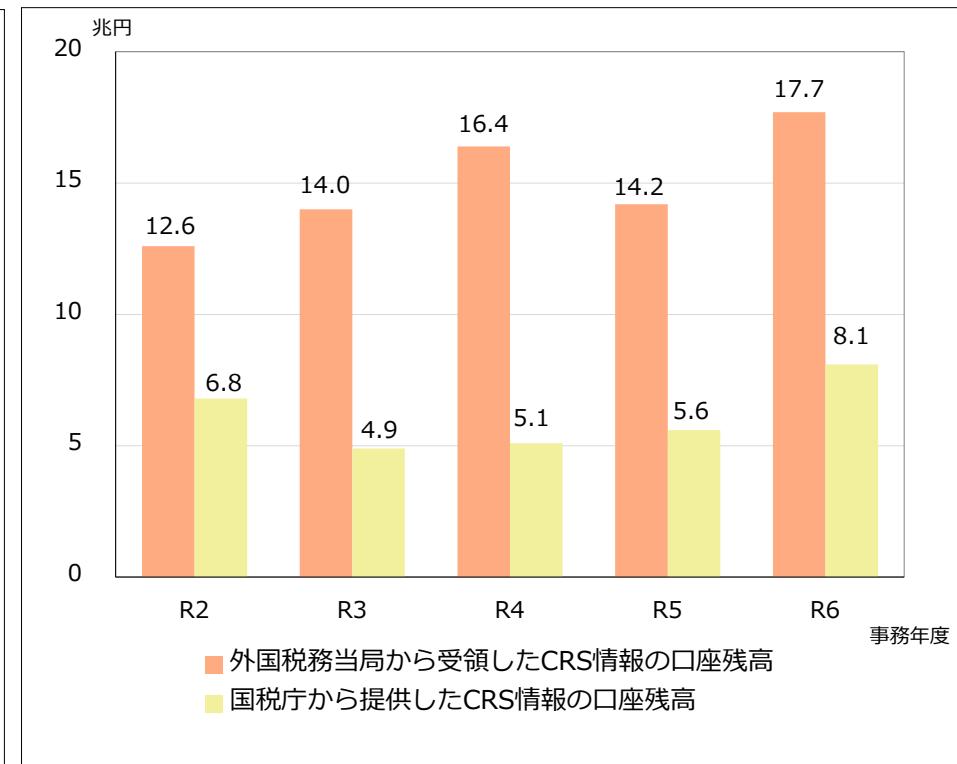
(1) CRSに基づく非居住者の金融口座情報（CRS情報）の交換

- CRSは、外国の金融機関等を利用した国際的な脱税や租税回避に対処するため、非居住者の金融口座情報（氏名・住所・口座残高など）を税務当局間で定期的に交換するための国際基準として、OECDが策定・公表したもので、我が国もこの枠組みに基づき、外国税務当局との間で情報交換を実施しています。
- 令和6事務年度は、日本居住者のCRS情報約275万件（個人口座約272万件、同残高約9.6兆円、法人口座約3万件、同残高約8.1兆円）を101か国・地域の外国税務当局から受領し、外国居住者のCRS情報約33万件（個人口座約31万件、同残高約1.3兆円、法人口座約2万件、同残高約6.7兆円）を84か国・地域の外国税務当局に提供しました。

グラフ1 CRS情報の交換件数の推移



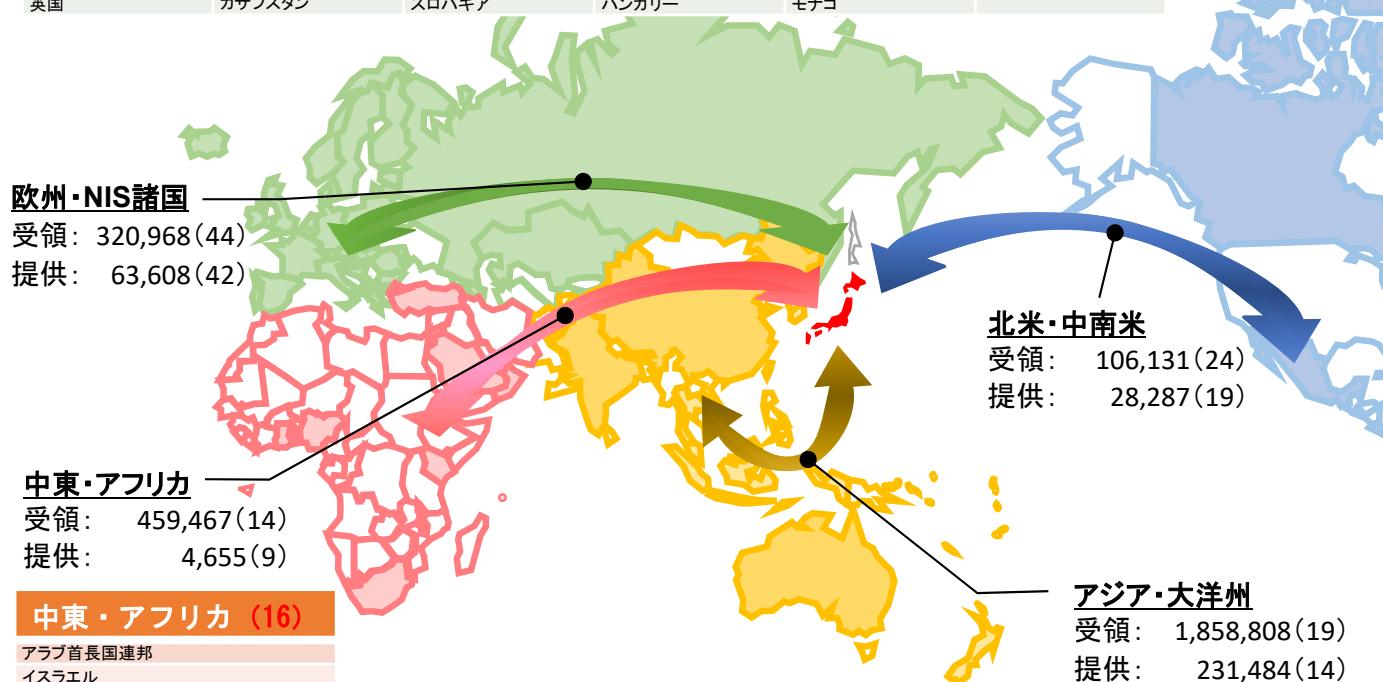
グラフ2 交換したCRS情報の口座残高の推移



CRS情報の地域別 受領・提供 口座数（令和6事務年度）

➤ 我が国とCRS情報が交換可能な115か国・地域のうち、101か国・地域からCRS情報（口座残高：約17.7兆円）を受領し、84か国・地域に対してCRS情報（口座残高：約8.1兆円）を提供。

欧洲・NIS諸国 (47)					
アイスランド	(英)ガーンジー	キプロス	スロベニア	フィンランド	モルドバ
アイルランド	(英)ジブラルタル	ギリシャ	チェコ	フランス	ラトビア
アゼルバイジャン	(英)ジャージー	クロアチア	デンマーク	ブルガリア	リトアニア
アルバニア	(英)マン島	サンマリノ	(丁)グリーンランド	ベルギー	リヒテンシュタイン
アンドラ	エストニア	スイス	(丁)フェロー諸島	ポーランド	ルーマニア
イタリア	オーストリア	スウェーデン	ドイツ	ポルトガル	ルクセンブルク
ウクライナ	オランダ	スペイン	ノルウェー	マルタ	ロシア
英國	カザフスタン	スロバキア	ハンガリー	モナコ	



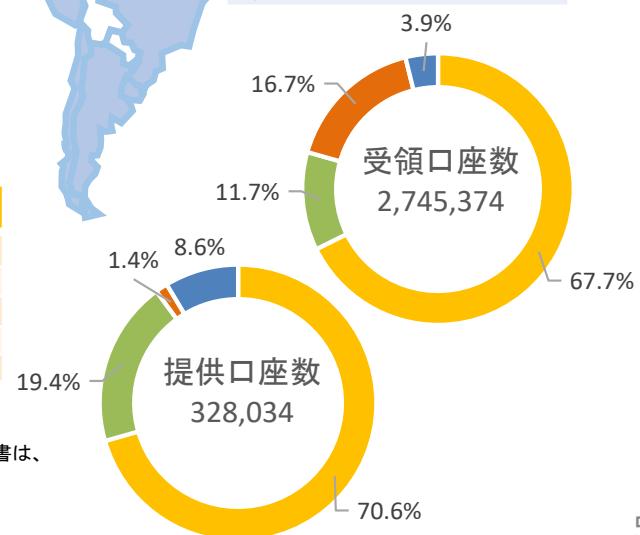
中東・アフリカ（16）

- アラブ首長国連邦
- イスラエル
- ウガンダ
- オマーン
- ガーナ
- カタール
- クウェート
- ケニア
- サウジアラビア
- セーシェル
- トルコ
- ナイジェリア
- バーレーン
- 南アフリカ共和国
- モーリシャス
- レバノン

アジア・大洋州 (22)				
アルメニア	サモア	中華人民共和国	パキスタン	マレーシア
インド	シンガポール	(中)香港	バヌアツ	モルディブ
インドネシア	タイ	(中)マカオ	(仏)ニューカレドニア	
オーストラリア	大韓民国	ナウル	ブルネイ・ダルサラーム	
クック諸島	台湾	ニュージーランド	マーシャル諸島	

(注) エリア表示欄の赤字は、令和8年1月1日時点のCRS情報の交換が可能な国・地域数、「受領」「提供」欄の括弧書は、令和6事務年度に情報交換を実施した国・地域数を示す。

北米・中南米 (30)
アルゼンチン
アンティグア・バーブーダ
ウルグアイ
(英)アンギラ
(英)英領バージン諸島
(英)ケイマン諸島
(英)ターコス・カイコス諸島
(英)バミューダ
(英)モンセラット
エクアドル
(蘭)アルバ
(蘭)キュラソー
(蘭)セントマーティン
カナダ
グレナダ
コスタリカ
コロンビア
ジャマイカ
セントクリストファー・ネービス
セントビンセント及びグレナディーン諸島
セントルシア
チリ
ドミニカ国
パナマ
パラマ
バルバドス
ブラジル
ベリーズ
ペルー
メキシコ



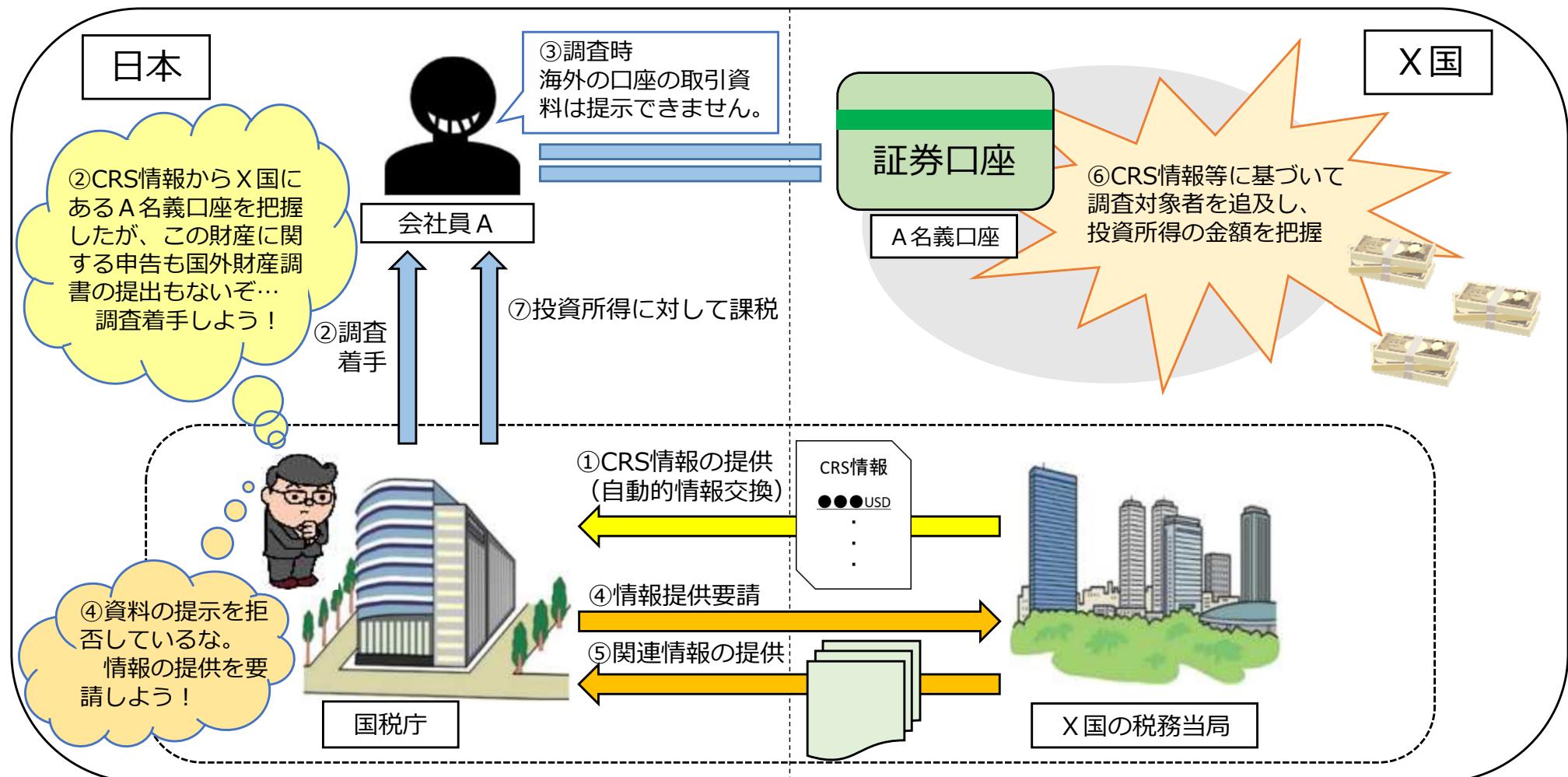
(参考計表) CRS情報の交換件数（地域別）の推移

		令和2事務年度		令和3事務年度		令和4事務年度		令和5事務年度		令和6事務年度	
		国・地域数	口座数								
外国 から受領	アジア・ 大洋州	16	1,473,200	17	1,644,896	18	1,794,550	19	1,934,804	19	1,858,808
	北米・ 中南米	19	117,291	20	216,480	22	156,707	21	153,308	24	106,131
	欧州・ NIS諸国	40	313,587	43	325,978	42	294,474	42	308,300	44	320,968
	中東・ アフリカ	12	2,818	14	313,310	13	280,450	11	58,876	14	459,467
	合計	87	1,906,896	94	2,500,664	95	2,526,181	93	2,455,288	101	2,745,374
我が国 から提供	アジア・ 大洋州	12	529,864	12	536,650	13	402,294	14	403,696	14	231,484
	北米・ 中南米	13	43,354	16	40,744	17	44,481	18	36,445	19	28,287
	欧州・ NIS諸国	39	73,074	42	67,976	40	78,060	40	66,389	42	63,608
	中東・ アフリカ	6	4,266	7	6,424	8	7,202	8	4,252	9	4,655
	合計	70	650,558	77	651,794	78	532,037	80	510,782	84	328,034

受領したCRS情報及び要請に基づく情報交換の活用例

X国より受領したCRS情報から、会社員AがX国内に有している証券口座において、株式の配当等による収入を得ていることを把握したため、調査に着手。調査対象者は、口座を保有する事実を認めたものの、発生した所得の計算に必要な資料の提供依頼に応じなかつたことから、X国税務当局に対して証券口座の取引明細書等の情報提供要請を行った。

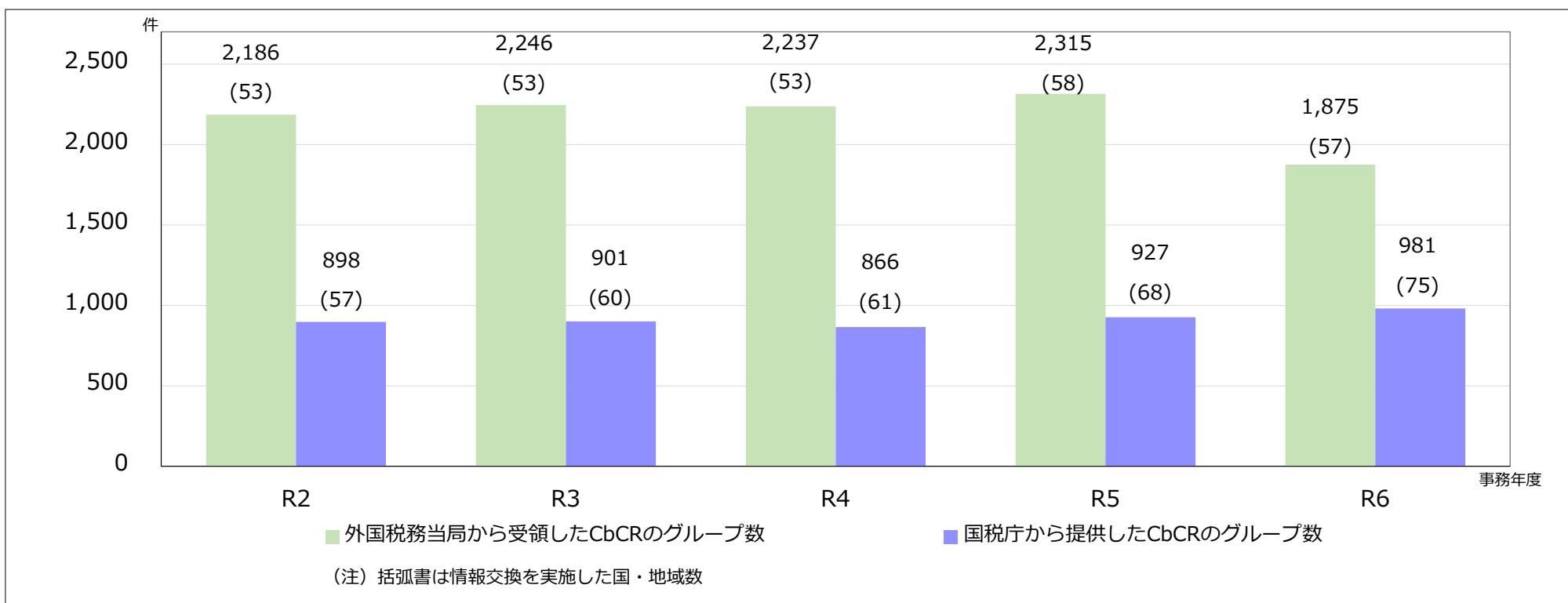
X国税務当局から受領した情報に基づいて、配当所得の金額及び株式等に係る譲渡所得の金額を算定し、課税を行った。



(2) 国別報告書（CbCR）の交換

- CbCRの交換は、BEPSプロジェクトの勧告（行動13「多国籍企業情報の文書化」）に沿って実施されています。
- CbCRには、多国籍企業グループの事業が行われる国・地域ごとの収入金額や納付税額の配分状況等に関する情報が含まれ、各国税務当局は、移転価格リスク評価に使用しています。
- 令和6事務年度は、外国に最終親会社等がある1,875グループのCbCRを57か国・地域の外国税務当局から受領し、日本に最終親会社等がある981グループのCbCRを75か国・地域に提供しました。

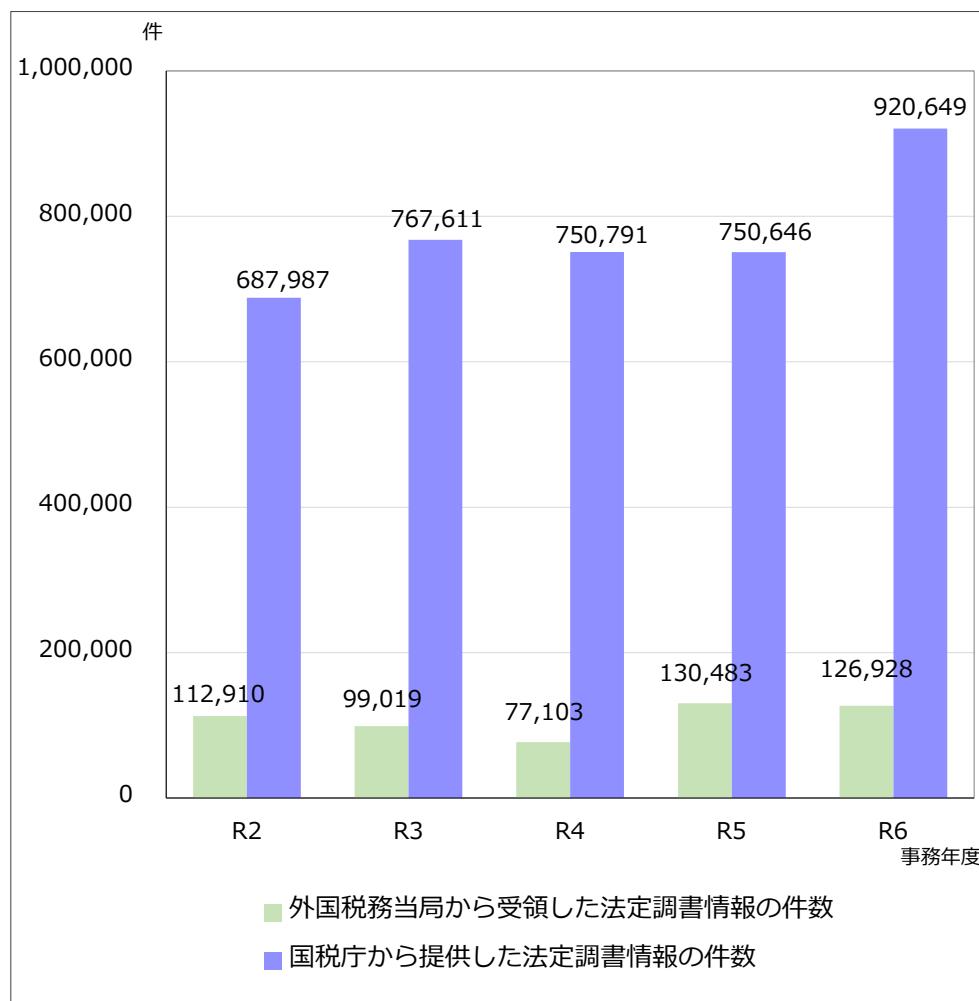
グラフ3 CbCRの交換件数の推移



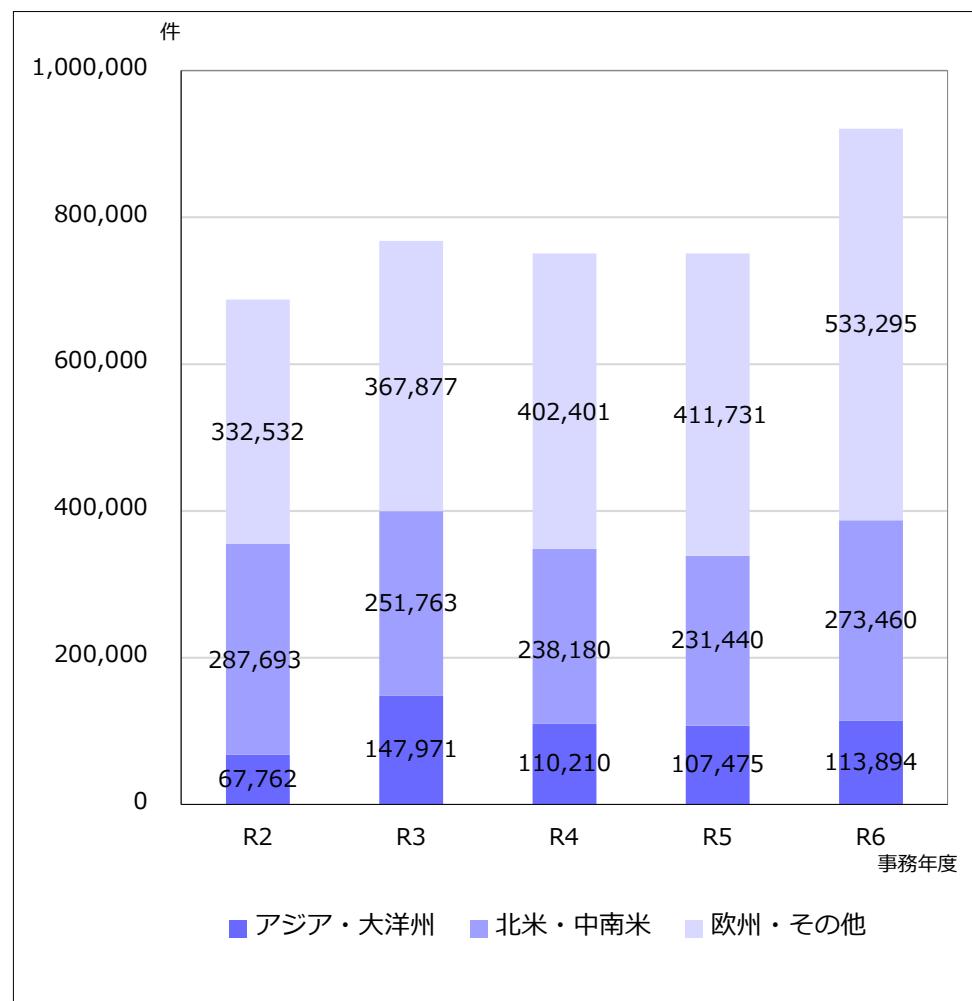
(3) 法定調書情報の交換

- 法定調書により把握した非居住者への支払（利子、配当、不動産賃借料、無形資産の使用料、給与・報酬、株式の譲受対価等）についての情報を税務当局間で交換しています。

グラフ4 法定調書情報の交換件数の推移

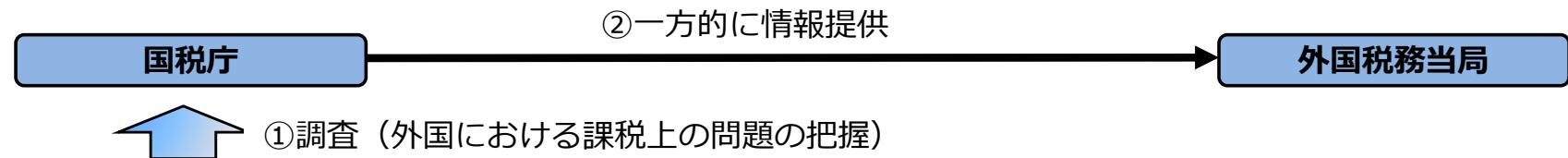


グラフ5 国税庁から提供した法定調書情報の件数（地域別）の推移

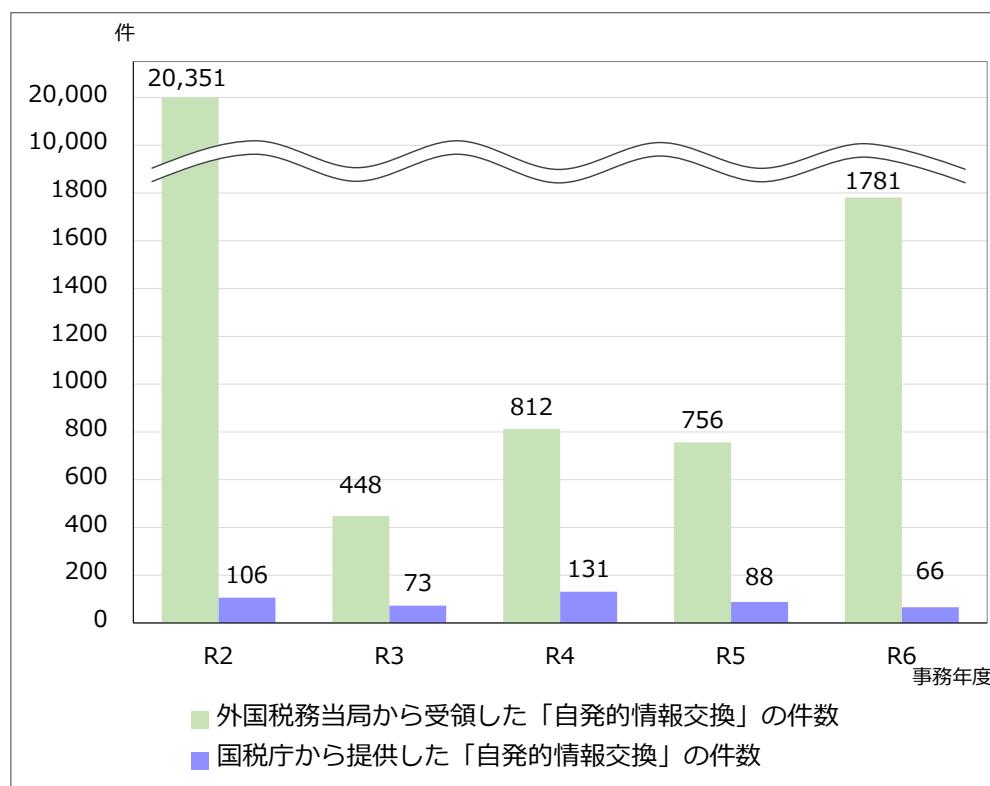


2 自発的情報交換

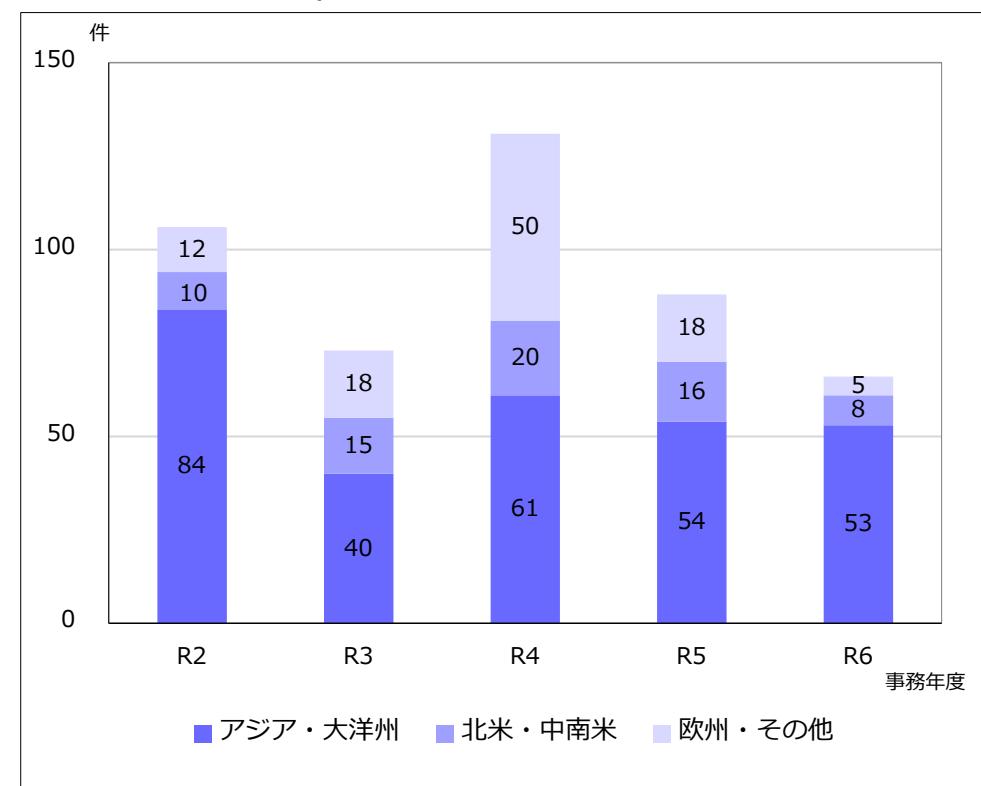
- 国際協力の観点から、自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で、外国税務当局にとって有益と認められる情報を、自発的に提供しています。



グラフ6 「自発的情報交換」の交換件数の推移

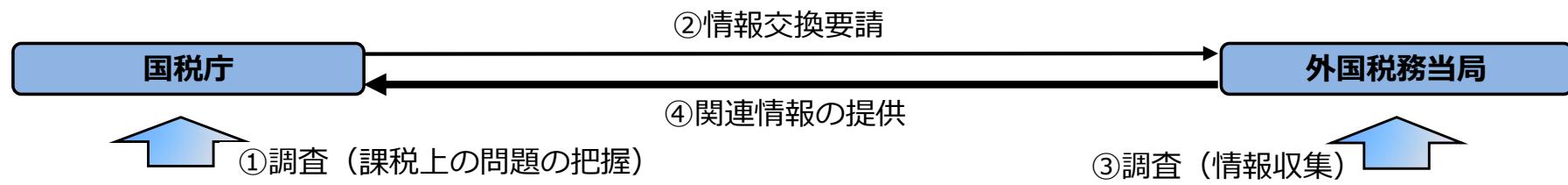


グラフ7 国税庁から提供した「自発的情報交換」の件数（地域別）の推移

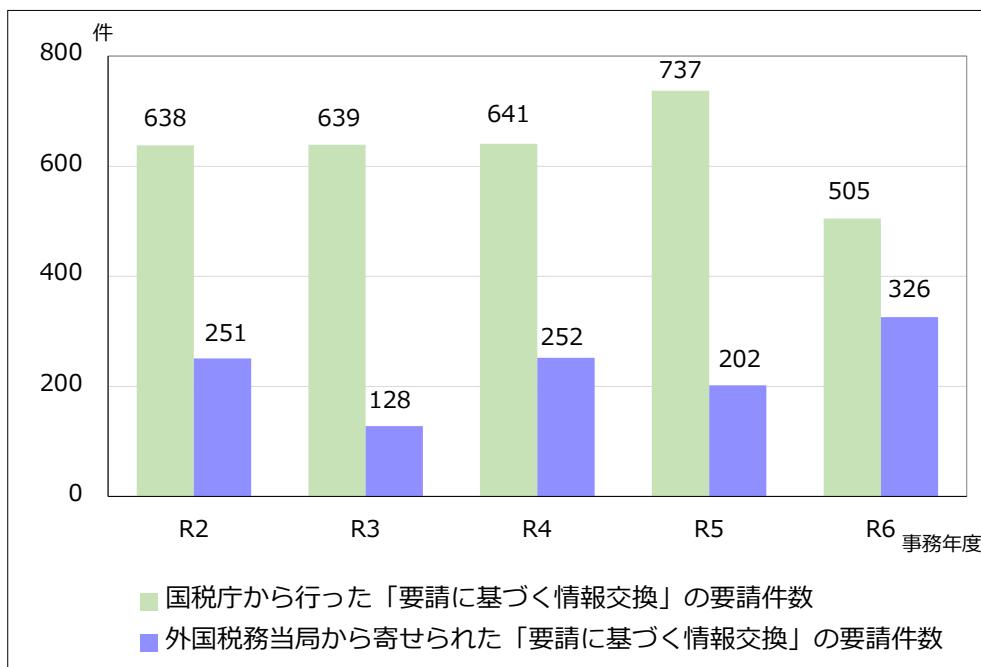


3 要請に基づく情報交換

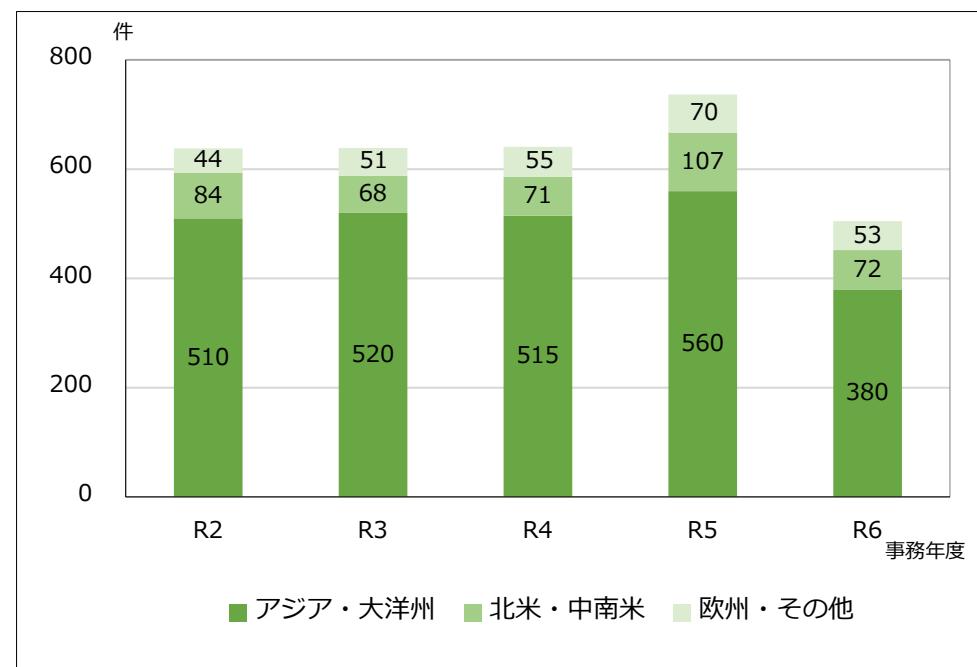
- 個別の納税者に対する調査において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、必要な情報の収集・提供を外国税務当局に要請しています。国際的な取引の実態や海外資産の保有・運用の状況を解明する有効な手段となっています。
- 外国税務当局から、海外法人の決算書、契約書、インボイス、銀行預金口座取引明細書などのほか、外国税務当局の調査担当者が取引担当者に直接ヒアリングして得た情報を入手しています。



グラフ8 「要請に基づく情報交換」の要請件数の推移



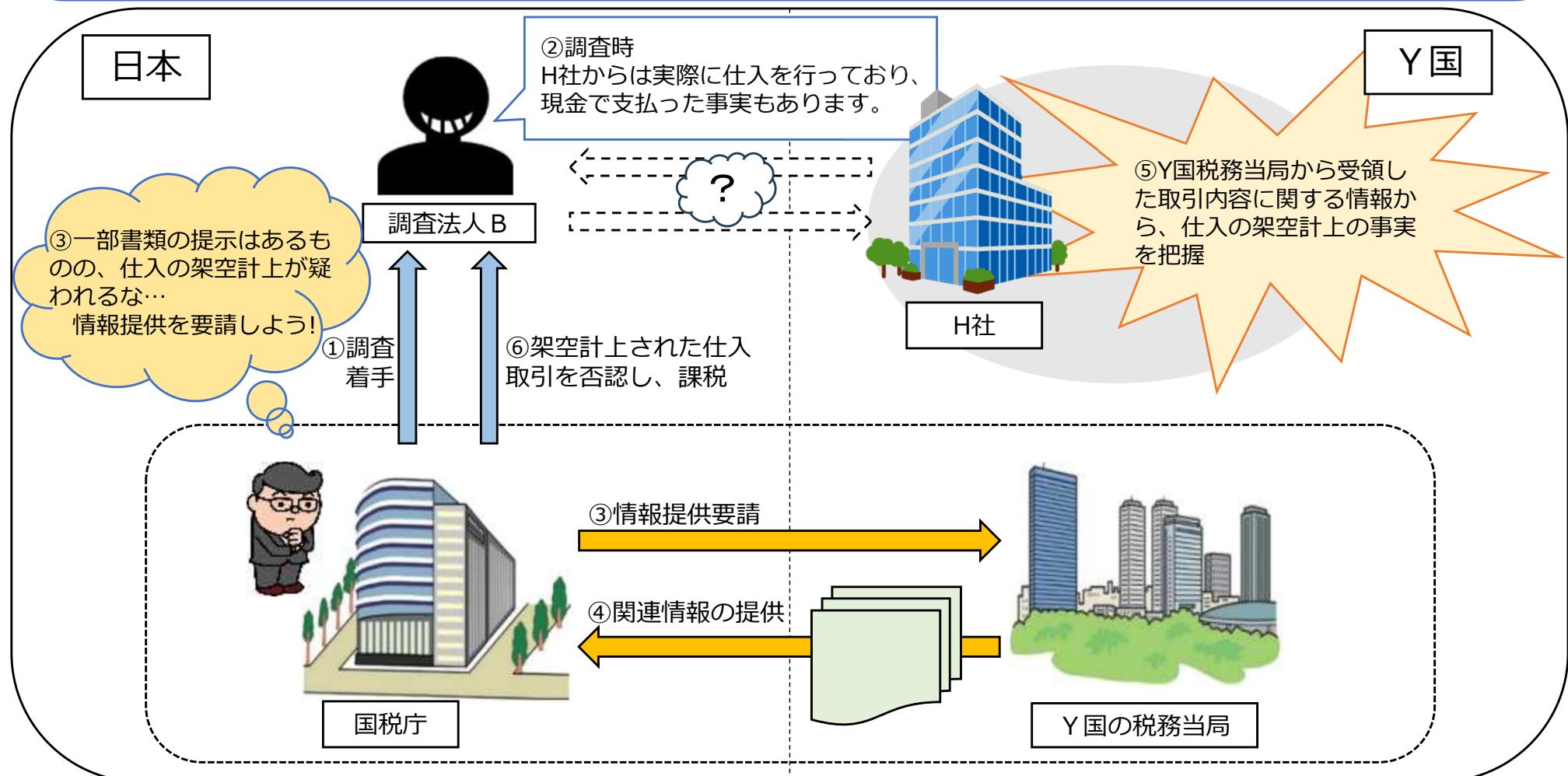
グラフ9 国税庁から行った「要請に基づく情報交換」の要請件数（地域別）の推移



要請に基づく情報交換の活用例

調査法人B社は、Y国法人H社からの製品仕入取引を損金として計上していた。H社からの仕入取引に係る事実関係について聴取したところ、当該仕入取引の存在を証明する書類の提示がなく、多額の取引を現金決済で行っていると説明する等の不審な点があつたことから、Y国税務当局に対してH社の総勘定元帳及び取引に関する契約書等の情報提供要請を行つた。

Y国税務当局から受領した情報を検討した結果、実際には製品仕入の事実はなく、多額の仕入取引が架空計上されている事実を把握した。

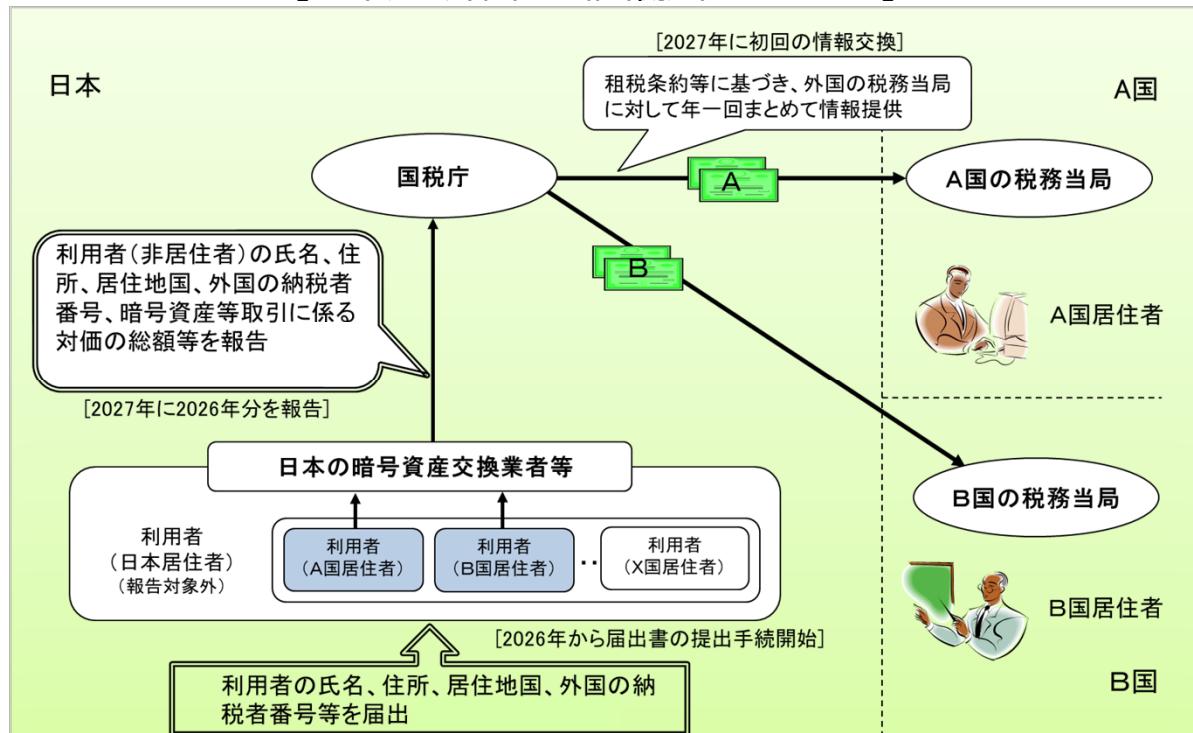


III 自動的情報交換に関する最近の動向

非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換～CARFの概要～

- 暗号資産等を利用した脱税等のリスクが顕在化したことを受け、2022年（令和4年）、OECDにおいて、各国の税務当局が自国の暗号資産交換業者等から報告される非居住者の暗号資産等取引情報を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準として「暗号資産等報告枠組み（CARF：Crypto-Asset Reporting Framework）」が策定され、承認・公表されました。
- 2023年（令和5年）、G20ニューデリー首脳宣言において、「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム（172か国・地域が参加するOECDの関連組織）」に対し、2027年（令和9年）の情報交換開始を原則とするCARF実施スケジュールの検討を要請しました。
- このような経緯を経て、各国はCARFを実施するための国内法制を整備する段階に移行することとなり、我が国においては、令和6年度税制改正において、CARFに従った情報交換を実施する観点から、非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的情報交換のための報告制度が整備されました。
- 本制度の施行に当たっては、暗号資産交換業者等の準備期間を考慮して、我が国においては、2026年（令和8年）から本制度が施行され、2027年（令和9年）に2026年分の報告を暗号資産交換業者等から受け、税務当局間の情報交換を開始することとしています。

[日本から外国への情報提供のイメージ]



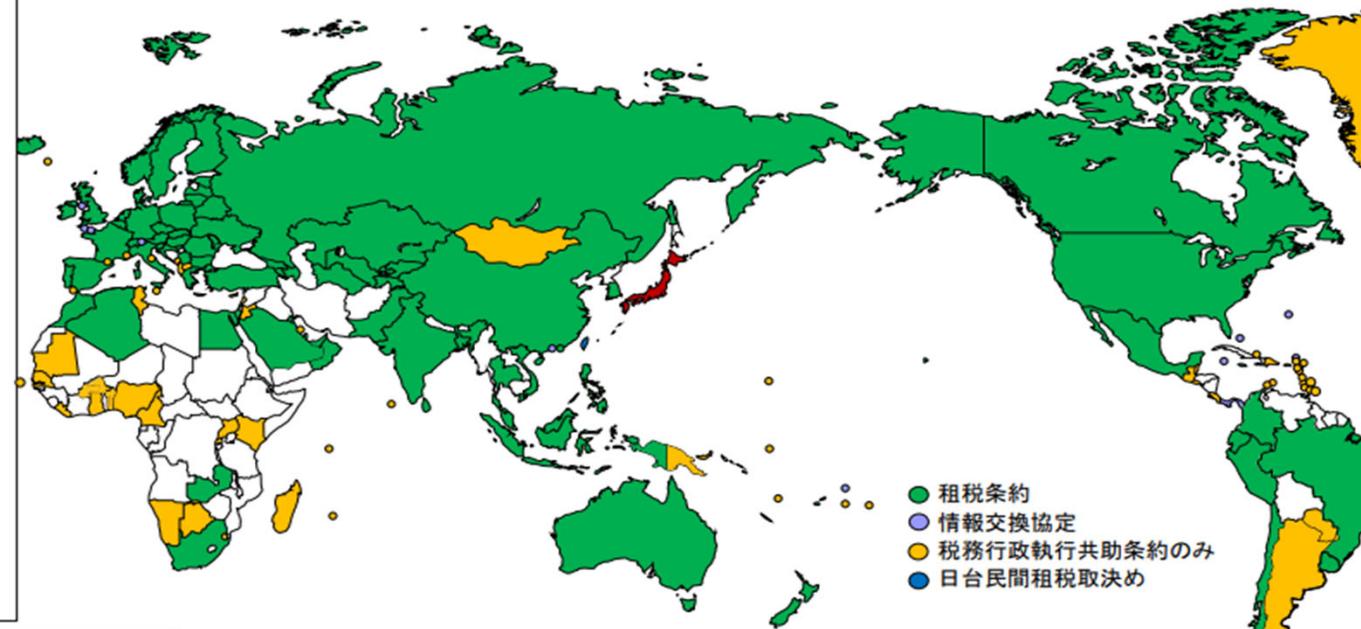
【報告制度】

1. 暗号資産等取引実施者は、その者の居住地国等の情報を記載した届出書を暗号資産交換業者等に提出
2. 暗号資産交換業者等は、一定の条約相手国を居住地国とする暗号資産等取引実施者の取引情報等を国税庁に報告
3. 報告制度の実効性を確保するため、以下の事項を整備
 - (1) 暗号資産等取引実施者の居住地国の特定に関する記録の作成・保存義務
 - (2) 罰則（届出書の不提出、暗号資産交換業者等の不報告等）等

我が国の租税条約ネットワーク

欧州 (46)	
アイスランド	ドイツ
アイルランド	ノルウェー
イギリス	ハンガリー
イタリア	フィンランド
エストニア	フランス
オーストリア	ブルガリア
オランダ	ベルギー
ギリシャ	ポーランド
クロアチア	ポルトガル
スイス	ラトビア
スウェーデン	リトアニア
スペイン	ルーマニア
スロバキア	ルクセンブルク
スロベニア	ガーンジー(※)
セルビア	ジャージー(※)
チェコ	マン島(※)
デンマーク	リヒテンシュタイン(※)
(執行共助条約のみ)	
アルバニア	ジブラルタル
アンドラ	フェロー諸島
北マケドニア	ボスニア・ヘルツegovina
キプロス	マルタ
グリーンランド	モナコ
サンマリノ	モンテネグロ

アゼルバイジャン	ロシア・NIS諸国 (12)
アルメニア	ジョージア
ウクライナ	タジキスタン
	トルクメニスタン
	ベラルーシ
	モルドバ
	ロシア



北米・中南米 (36)	
アメリカ	
ウルグアイ	
エクアドル	
カナダ	
コロンビア	
ジャマイカ	
チリ	
ブラジル	
ペルー	
メキシコ	
ケイマン諸島(※)	
英領バージン諸島(※)	
パナマ(※)	
パハマ(※)	
パミューダ(※)	
(執行共助条約のみ)	
アルゼンチン	
アルバ	
アンギラ	
アンティグア・バーブーダ	
エルサルバドル	
キュラソー	
グアテマラ	
グレナダ	
コスタリカ	
セントクリストファー・ネービス	
セントビンセント及びグレナダ諸島	
セントマーティン	
セントルシア	
ターコス・カイコス諸島	
ドミニカ共和国	
ドミニカ国	
トリニダード・トバゴ	
バラグアイ	
バルバトス	
ベリーズ	
モンセラット	

アフリカ (24)		
アルジェリア	ザンビア	モロッコ
エジプト	南アフリカ	
(執行共助条約のみ)		
ウガンダ	ケニア	ナミビア
エスワティニ	セーシル	ブルキナファソ
ガーナ	セネガル	ベナン
カーボベルデ	チュニジア	リベリア
カメリーン	ナイジェリア	ボツワナ
		ルワンダ
		マダガスカル

中東 (10)	
アラブ首長国連邦	クウェート
イスラエル	サウジアラビア
オマーン	トルコ
カタール	
(執行共助条約のみ)	
バーレーン	レバノン
ヨルダン	

アジア・大洋州 (29)				
インド	シンガポール	ニュージーランド	フィリピン	マレーシア
インドネシア	スリランカ	パキスタン	ブルネイ	サモア(※)
オーストラリア	タイ	パンам	ベトナム	マカオ(※)
韓国	中国	斐濟	香港	台湾(注3)
(執行共助条約のみ)				
クック諸島	ニウエ	バヌアツ	マーシル諸島	モンゴル
ナウル	ニューカレドニア	パラニューギニア	モルディブ	

(注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。

(注2) 条約等の数及び国・地域数の内訳は以下のとおり。

- ・租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約）：77本、81か国・地域

- ・情報交換協定（租税に関する情報交換を主たる内容とする協定）：11本、11か国・地域（図中、(※)で表示）

- ・税務行政執行共助条約：締約国は我が国を除いて127か国（図中、国名に下線）。適用拡張により145か国・地域に適用（図中、適用拡張地域名に点線）。このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は64か国・地域。

- ・日台民間租税取決め：1本、1地域

(注3) 台湾については、公益財団法人交流協会（日本側）と亞東關係協會（台湾側）との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築（現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会（日本側）及び台湾日本關係協會（台湾側）にそれぞれ改称されている。）。

CRSに基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

別紙2

(令和8年(2026年)1月1日現在)

2017年に初回交換(49か国・地域)	2018年に初回交換(51か国・地域)	2019年に初回交換(2か国・地域)	2026年以降に初回交換(7か国・地域)
アイスランド	スロバキア	アゼルバイジャン	ガーナ クウェート*
アイルランド	スロベニア	アラブ首長国連邦*	チリ
アルゼンチン	セーシェル	アンティグア・バーブーダ*	(丁)グリーンランド
イタリア	大韓民国	アンドラ	ドミニカ国*
インド	チエコ	イスラエル	トリニダード・トバゴ
英國	デンマーク	インドネシア	トルコ
(英)アンギラ*	(丁)フェロー諸島	ウルグアイ	ナウル*
(英)英領バージン諸島*	ドイツ	オーストラリア	ニウエ
(英)ガーンジー	ノルウェー	オーストリア	日本
(英)ケイマン諸島*	ハンガリー	(蘭)アルバ	ニュージーランド
(英)ジブラルタル	フィンランド	(蘭)キュラソー*	バーレーン*
(英)ジャージー	フランス	(蘭)セントマーティン*	パキスタン
(英)タコス・カイコス諸島*	ブルガリア	カタール*	パナマ
(英)バミューダ*	ベルギー	カナダ	バヌアツ*
(英)マン島	ポーランド	クック諸島	バハマ*
(英)モンセラット*	ポルトガル	グレナダ	バルバドス
エストニア	マルタ	コスタリカ	ブラジル
オランダ	南アフリカ共和国	サウジアラビア	ブルネイ・ダルサラーム*
キプロス	メキシコ	サモア*	ベリーズ
ギリシャ	ラトビア	シンガポール	マーシャル諸島*
クロアチア	リトアニア	スイス	マレーシア
コロンビア	リヒテンシュタイン	セトクリストファーネーベス	モーリシャス
サンマリノ	ルーマニア*	セトジセト及びグレナディン諸島*	モナコ
スウェーデン	ルクセンブルク	セントルシア	レバノン*
スペイン		中華人民共和国 (中)香港	ロシア
2020年に初回交換(4か国・地域)			
2021年に初回交換(3か国・地域)			
2022年に初回交換(2か国・地域)			
2023年に初回交換(3か国・地域)			
2024年に初回交換(4か国・地域)			
2025年に初回交換(5か国・地域)			
初回交換時期未定(42か国・地域)			
アルジェリア タンザニア			
アンゴラ チヤド			
ウズベキスタン トーゴ			
エジプト ドミニカ共和国			
エスワティニ ナミビア			
エルサルバドル ニジェール			
カーボベルデ ハイチ			
ガイアナ パラオ			
ガボン フィリピン			
カンボジア ブルキナファソ			
北マケドニア ベトナム			
ギニア ベナン			
グアテマラ ベラルーシ			
コートジボワール ポスニア・ヘルツェゴビナ			
コンゴ共和国 ポツワナ			
コンゴ民主共和国 ホンジュラス			
シェラレオネ マダガスカル			
ジブチ マリ			
ジンバブエ モーリタニア			
スリランカ リベリア			
セルビア レソト			

(注1) 下線は日本との間におけるCRSに基づく自動的情報交換の実施対象国・地域(114か国・地域)

(注2) * は日本からCRS情報の提供を行わない国・地域(26か国・地域)

(注3) 斜体は改訂CRSに基づく自動的情報交換のための当局間合意への補遺(Addendum)に署名済みの国・地域(67か国・地域)

CARFに基づく自動的情報交換の実施時期に関するコミット状況

別紙3

(令和8年(2026年)1月1日現在)

2027年に初回交換 (48か国・地域)	2028年に初回交換 (27か国・地域)	2029年に初回交換 (1か国・地域)	GF ^(注1) によりCARFに 関連する国・地域とし て特定されたものの、 コミットメント未表明の 国・地域 (5か国・地域)	
<u>アイスランド</u> <u>アイルランド</u> <u>イスラエル</u> <u>イタリア</u> <u>インドネシア</u> <u>ウガンダ</u> <u>英国</u> <u>(英)ガーンジー</u> <u>(英)ケイマン諸島</u> <u>(英)ジブラルタル</u> <u>(英)ジャージー</u> <u>(英)マン島</u> <u>エストニア</u> <u>オーストリア</u> <u>オランダ</u> <u>カザフスタン</u> <u>ギリシャ</u> <u>クロアチア</u> <u>コロンビア</u> <u>サンマリノ</u> <u>スウェーデン</u> <u>スペイン</u> <u>スロバキア</u> <u>スロベニア</u>	<u>大韓民国</u> <u>チリ</u> <u>チェコ</u> <u>デンマーク</u> <u>(丁)フェロー諸島</u> <u>ドイツ</u> <u>日本</u> <u>ニュージーランド</u> <u>ノルウェー</u> <u>ハンガリー</u> <u>フィンランド</u> <u>ブラジル</u> <u>フランス</u> <u>ブルガリア</u> <u>ベルギー</u> <u>ポーランド</u> <u>ポルトガル</u> <u>マルタ</u> <u>南アフリカ共和国</u> <u>ラトビア</u> <u>リトアニア</u> <u>リヒテンシュタイン</u> <u>ルーマニア</u> <u>ルクセンブルク</u>	<u>アゼルバイジャン</u> <u>アラブ首長国連邦</u> <u>(英)バミューダ</u> <u>(英)英領バージン諸島</u> <u>オーストラリア</u> <u>カナダ</u> <u>キプロス</u> <u>ケニア</u> <u>コスタリカ</u> <u>シンガポール</u> <u>スイス</u> <u>セーシェル</u> <u>セントピニセント及びグレナディーン諸島</u> <u>タイ</u>	米国	アルゼンチン インド エルサルバドル ジョージア ベトナム

(注1) 税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム(172か国・地域が参加するOECDの関連組織)

(注2) 下線はCARFに基づく自動的情報交換のための当局間合意に署名済みの国・地域(当局間合意には、計54か国・地域が署名している。)